

## 舞鶴市飲用井戸等衛生対策要領

### (目的)

第1条 この要領は、有害物質等による地下水汚染等がみられることから、飲用水を供給する井戸等の給水施設（以下「飲用井戸等」という。）の適正な管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止のための指導的事項を定めることにより、飲用井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 飲用井戸等の衛生確保は、飲用井戸等を設置しようとする者、飲用井戸等の設置者及び管理者（以下「設置者等」という。）が自らの責任において実施するものとする。

2 市は、飲用井戸等の適正な管理を確保するため、設置者等に対し、適正な管理の指導・助言を行うものとする。

### (対象施設)

第3条 この要領において対象とする飲用井戸等は、水道法、建築物における衛生環境の確保に関する法律、京都府公共井戸取締条例及び舞鶴市水道事業給水条例の適用を受けない施設であって地下水、表流水及び湧水を水源とする施設とする。

### (管理基準)

第4条 設置者等は、次に掲げる基準に従い、自ら適正な管理に努めなければならない。

#### (1) 清潔の保持

- ア 飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないよう適切な措置を講じること。
- イ 飲用井戸等の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等）並びに当該施設周辺の清潔保持について定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずること。
- ウ 飲用井戸等を新たに設置する場合には、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分に配慮すること。
- エ 小規模な受水槽水道等にあつては、定期的に受水槽、高置水槽等の点検を行うとともに、貯水槽の清掃を1年以内ごとに1回行うこと。

#### (2) 水質検査

##### ア 使用開始前の検査

設置者等は、飲用井戸等の使用を開始する前に、別表1に示す水道法第4条の規定に基づく水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上覧に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）について検査を実施し、これに適合していることを確認すること。

##### イ 定期の検査

設置者等は、別表2に示す水質検査を行うよう努めなければならない。

##### ウ 臨時検査

設置者等は、飲用井戸等から給水される水に異常を認めた場合に、速やかに水質基準項目のうち必要と認められるものについて水質検査を行うものとする。

##### エ 水質検査機関

設置者等が飲用井戸等の水質検査を依頼するにあたっては次の検査機関で行うものとする。

- (ア) 水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者
- (イ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項に規定する建築物飲料水水質検査業の登録を受けた者

オ 水質検査結果等の保持

設置者等は、水質検査等を行ったときは、その結果を5年間保存しなければならない。

(3) 汚染が判明した場合の措置

ア 設置者等は、当該飲用井戸等の水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を通知するとともに、速やかに市長に報告すること。

イ 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が認められた場合には、速やかに市長に報告すること。

ウ 市長は、ア又はイにより設置者等から報告を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見した場合は、関係部局と連携し、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(指導・助言等)

第5条 市は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報の把握に努めるものとする。

2 市は、この要領に定める管理基準に従い、設置者等及び飲用井戸等の利用者に対し、適切な管理について指導・助言を行うとともに正しい知識の普及や情報の提供に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

別表1 給水開始前に実施する水質検査に関する項目

| 必須項目          | 別表2の一般水質検査に掲げる項目  |
|---------------|---|
| 実施することが望ましい項目 | <p>水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上覧に掲げる項目（別表2の一般水質検査欄に掲げる項目を除く。）ただし、消毒を行っていない場合には塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム及びホルムアルデヒド（ただし、当該飲用井戸周辺の地下水等よりこれらの物質が検出されているものを除く。）を、また、水源が湖沼等、水が停滞しやすい表流水でない場合には（4S, 4a S, 8a R）-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a（2H）-オール（別名ジェオスミン）及び1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール（別名2-メチルイソボルネオール）を省略することができる。</p> |

別表2 水質検査に関する項目及び基準値

|                | 項 目   | 基準値   | 検査頻度                                       |
|----------------|---|---|--|
| 一般水質検査         | 一般細菌<br>大腸菌<br>亜硝酸態窒素<br>硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素<br>鉄及びその化合物<br>塩化物イオン<br>有機物(全有機炭素(TOC)の量)<br>pH値<br>味<br>臭気<br>色度<br>濁度 | 集落数100/ml以下であること。<br>検出されないこと。<br>0.04mg/L以下であること。<br>10mg/L以下であること。<br>0.3mg/L以下であること。<br>200mg/L以下であること。<br>3mg/L以下であること。<br>5.8以上8.6以下であること。<br>異常でないこと。<br>異常でないこと。<br>5度以下であること。<br>2度以下であること。 | 1年以内ごとに1回                                  |
| トリクロロエチレン等水質検査 | トリクロロエチレン<br>テトラクロロエチレン<br>四塩化炭素<br>ジクロロメタン<br>シス-1,2-ジクロロエチレン<br>及びトランス-1,2ジクロロエチレン<br>1,4-ジオキサン<br>ベンゼン       | 0.01mg/L以下であること。<br>0.01mg/L以下であること。<br>0.002mg/L以下であること。<br>0.02mg/L以下であること。<br>0.04mg/L以下であること。<br>0.05mg/L以下であること。<br>0.01mg/L以下であること。   | 3年以内ごとに1回                                  |
| 菌検査等           | クリプトスポリジウム*<br>ジアルジア*<br>大腸菌<br>嫌気性芽胞菌(ウエルシュ菌芽胞)  | 検出されないこと。<br>(ただし、クリプトスポリジウム等を除去又は不活化できる施設が整備されている場合を除く。)   | 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」により汚染のおそれのレベルに応じた頻度 |
| 簡易水質検査         | 残留塩素の含有量<br>色度<br>濁度<br>臭気<br>味   | 遊離残留塩素の場合:0.2ppm以上<br>結合残留塩素の場合:1.5ppm以上<br>5度以下であること。<br>2度以下であること。<br>異常でないこと。<br>異常でないこと。  | 受水槽又は高置水槽の定期清掃を実施した直後                      |